

第 7 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年11月27日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第7回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年11月27日(木)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前 9時30分
閉会 午前11時25分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

阿部 吉治

齋藤 賢仁

武者 賢三

太田 実

神山庄一郎

馬場 利一郎

齊藤 正

生出 竜哉

山下 壽郎

高橋 左文

藤本 忠夫

生出 太一郎

山下 三和子

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

酒井 一郎

高橋 冠

佐藤 健児

武山 吉夫

山中 祐弘

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

石森 正人

阿部 和彦

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

小野寺 好男

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

欠席者

・ 副幹事長

本木 忠義

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

千葉 光

石川 文彦

佐藤 正悦

木村 義則

多田 恭子

齋藤 峰好

日野 一典

遠藤 正啓

佐々木 康夫

本田 亨

阿部 陽一

高橋 真

大塚 智也

阿部 健司

説明要員

浅野 清一

門田 純一

松川 敏明

坂下 武美

議事日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第33号 石巻地域合併協議会第1小委員会について

報告第34号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

(2) 協議事項

協議第3号の1 新市の名称(協定項目3)について

協議第4号の1 新市の事務所の位置(協定項目4)について

協議第13号の3 財産の取扱い(協定項目5)について

協議第22号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

協議第23号の1 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について

協議第24号の1 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

(3) 提案事項

協議第25号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)

協議第26号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

協議第27号 建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について

協議第28号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について

(4) その他

- ・ 第8回 石巻地域合併協議会の日程について

5 その他

6 閉 会

1. 開会

司会 おはようございます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第7回協議会会議資料、第6回協議会会議録、第1、第2小委員会の各資料、住民懇談会配布資料をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいておりますが、御確認をお願いいたします。

ただいまから第7回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち36名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 おはようございます。それでは、一言御挨拶をさせていただきます。本日、ここに第7回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市町におかれましては、12月定例会を目前に控え何かと忙しさがつのるこの頃でございますが、いろいろと時間を割いていただきましてこのような会議をもたせていただきますことを、まず最初に御礼を申し上げます。

さて、当協議会も本日で既に7回の協議を重ね、昨日からは桃生町、北上町を皮切りに各市町の共催のもと、住民懇談会が開催されているところであります。この懇談会は、新市の将来像やまちづくりの方向性を定めた新市まちづくり計画中間案を住民の皆様にお示ししながら御意見や御要望をいただき、それを計画の最終案に反映させていこうとするものであり、併せて協議会での協議状況もお示しをし、合併の理解を深めていただくものであり、住民意向の把握のため非常に重要な意味合いをもつものであります。

また、第1小委員会におきましては、新市の名称募集の選定結果と、新市の事務所の位置の調査審議が終了し、委員長から最終報告をいただいたところであります。

本日は、これら小委員会からの報告を受けての案件2件を含め6件の継続案件など

の協議、4件の新規提案が主な議事となっておりますので、よろしく御協議をいただきますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

3. 会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

河北町の馬場利一郎委員、牡鹿町の阿部敏男委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

4. 議事

(1) 報告事項

- ・報告第33号 石巻地域合併協議会第1小委員会について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第33号 石巻地域合併協議会第1小委員会についてを山下委員長から報告をお願いいたします。

山下(壽)委員 それでは、「第3回第1小委員会」の報告を申し上げます。

去る11月22日、午前9時から宮城県石巻合同庁舎で開催されました「第3回第1小委員会」の審議の概要について御報告申し上げます

3ページをお開きいただきます。はじめに、新市の名称候補名の選定にあたり、事務局から応募結果並びに選定基準などの説明を受け、新市の名称候補の選定方法等の協議を行い、概要報告書にありますように新市の名称候補として6点を選定いたしました。なお、当小委員会としては「6市町で漢字の「石巻市」の応募が1位を占めていることから、附帯意見としてこの名称が適当である」といたしております。

次に、新市の事務所の位置につきましては、これまでの確認事項並びに庁舎視察などを踏まえ、協議を行い、「事務所の位置は現在の石巻市役所」とし「当分の間、行政組織の一部を分散する」、また「支所方式は、当分の間、総合支所方式とする」と

し「その機能・役割等は、合併時まで調整する」、「新庁舎については、新市において速やかに検討を開始する」としてとりまとめた調整（案）を確認いたしました。

なお、委員の方々からの主な意見につきましては、「概要報告書」に記載のとおりでございます。

以上、御報告を終わらせていただきます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 なしということでございますので、それでは次に進ませていただきます。

・報告第34号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 次に、報告第34号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを武者委員長から報告願います。

武者委員 「第5回第2小委員会」の審議経過の概要を御報告申し上げます。

去る11月13日、第6回協議会終了後、午前11時から委員21名の出席で、このルネッサンス館で開催されました。その審議の概要について御報告申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。はじめに、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、農業委員会分科会より説明を受け、各委員から意見をいただいたところですが、1市6町の農業委員会定例総会等において意見集約が図られていることから、「異議がなければ調整方針を決定し、協議会へ提案すべき」との意見が大多数でございました。事務局で調整方針（案）を提示いたしましたところ「継続協議として欲しい」旨の発言があり、次回に継続協議することになりました。

次に、議会の委員の取扱いについてでございますが、各委員からそれぞれ主張する意見の補足説明をいただきましたが、住民の意見を尊重するためにも今後開催される住民懇談会後に当委員会を開き、再度各委員から意見をいただいたうえで、協議会へ提案する報告書の基本的案文を作成することで確認いたしております。

以上で報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、それでは報告事項を終わらせていただきます。

（2）協議事項

・協議第3号の1 新市の名称（協定項目3）について

土井議長 次に、(2)の協議事項に移ります。

はじめに、協議第3号の1の新市の名称（協定項目3）についてを議題といたします。

8ページをお開きをお願いいたします。

この案件につきましては、第2回の協議会で第1小委員会に付託し調査、審議をお願いしていましたが、先程の山下（壽）委員長からの報告のとおり、最終取りまとめ案が示されましたので、それにもとづき調整方針案を提案するものであります。事務局長から説明させます。

木村事務局長 それでは、8ページお開きいただきます。

協議第3号の1 新市の名称について、先程第1小委員会からの報告のとおり提案するものでございます。

説明の前に、第3回の第1小委員会の資料、これの1ページ御覧なっていたきたいと思います。

こちらに新市の名称の応募の結果、記載させていただいてございます。応募いただいた方の総数は4,314件でございます。うち有効応募数といたしまして3,293件、76.3%が有効というふうな形でございます。それから、無効応募数でございますが1,021件でございます。無効の数につきましては、若干多いような結果となっております。応募種類につきましては873件ございまして、こちら6ページ以降に有効、それから無効と分類いたしまして記載させていただいてございます。後程、御覧いただきたいと思っております。

まず、応募名称の一覧でございますが、順位といたしまして応募の数の多い方から1番から20番までこちらに記載させていただいております。まず、漢字の「石巻市」が1番というふうな形になってございまして、応募数が1,282件でございます。有効の応募数の割り合いから申しますと38.9%に及ぶものでございます。それから、こちらには無効の方に457件ほど入ってございまして、これらを加えますと1,739件になってございます。それから、ひらがなの「いしのまき市」が354件、無効の数の95件を入れますと449件。それから、「新石巻市」が94件ございまして、無効の19件を足しますと113件でございます。こちらまでが、だいたい3桁の数字を示しているものでございます。それから、「南三陸市」が51件で、無効7件を加えますと58件。それ

から、「日和市」が50件でございまして、無効の数を加えますと66件なっております。今回選定いただきました、もう1つ下の7の漢字の「石の巻市」の「の」の字がひらがなのものでございますが、これが39件ございまして、無効を足しますと51件というふうな姿になってございます。

それから、左側の方に地域別の応募状況を記載させていただいております。これは、各市町別の応募状況でございます。御覧いただきたいと思っております。

それから、その下には応募の方法の内訳を、はがきからファックスまで記載させていただいております。

次のページが、市町ごとに上位の候補数3点をまとめた数字でございます。こちらには、1町を除きましてすべてが漢字の「石巻市」、1町の北上町がひらがなの「いしのまき市」というふうな形になってございます。以下、御覧いただきたいと思っております。

それから、年齢別応募数につきましては御覧のとおりでございますが、まんべんなく各住民の方々から応募いただいたというふうな形になってございます。

こういう状況でございまして、これらを小委員会の方に報告させていただいたわけでございます。

今回の資料の8ページにお戻りいただきたいと思っております。

先程、委員長さんの方から御報告いただきましたように、新市の名称の候補といたしましてこちらに掲げてます6点の選定をいただいたところでございます。また、併せまして漢字の「石巻市」が適当と思われる旨の附帯意見をいただいております。協議会の場において決定していただくものでございます。

調整方針のところは、新市の名称のところでございますが、現時点では空欄とさせていただきます。調整方針とさせていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議いただきます。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、本件について6つの候補名から1つに決定する方法、また決定の時期についてもどのようにしたらよいか、小委員会からの附帯意見も考慮のうえ、御意見をいただきたいと思っております。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 現在、提案なっている事項につき、私の考え方を提案させていただきたいと
思います。

全委員による、この小委員会で出た中からの投票で決定したらいかがでしょうか。

土井議長 今、神山委員の方から、ここに出席をしている委員の方の投票というお話が
ございましたが、皆さんどうでしょうか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 11月22日に開催いたしました第1小委員会では、いろいろ協議した結果、漢
字の今までどおりの「石巻市」が適当であるということで意見がまとまったわけです。
今日、附帯意見として「石巻市」ということで御報告申し上げておりますので、小委
員会の大勢はそういうことであるということから言えば、投票ではなく、小委員会の
附帯意見を皆さんに御尊重いただくということでお諮りをいただければと思いま
すが。

以上です。

土井議長 今、神山委員さんの方からは投票でというお話。それから、平塚委員の方
からは小委員会の意見を尊重すべきであるというお話、特に附帯意見が付いておるから
と、こういうことでございます。

皆さん、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 一言、石巻でございますので、何分小委員会を尊重させていただいて、
ぜひ「石巻」の名前を賜りますよう、切に上の方からこのとおりでございます。

よろしく願いいたします。

土井議長 今、阿部(吉)委員の方からそういうことでございますが、皆さんどのよう
にしたらよろしいか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 全員に諮られるのは今日がはじめてなもので、やはりこれを継続にして、み
んなでもう1回考える時間を与えていただければとも思います。これ、ずっと続く名
前なもので、あるいは住民懇談会の中にでも話を出してみるのもいいのかなとも思っ

たりしてしますので、時間をいただけたらどんなものかなと思いますが。

(山中委員 挙手)

土井議長 はい、山中委員。

山中委員 北上の山中です。

この名称に関して、今、平塚委員の方からも小委員会の意見を尊重ということがございました。また、さらに阿部(吉)委員さんの方からは「石巻市」ということでございますが。これ、総体的に考えて今の応募を見ましても「石巻市」が大多数でございます。また、私もこの「石巻市」という今の現在のこの名称をそのまま使うということは、私は賛成でございます。それはなぜかといいますと、石巻の今の現在の総数の1市6町の中で17万いくらの民衆で、約70%近くが石巻市民ということでございます。またそれと同時に、この名称を変えるということになりますとそれなりのコストが伴います。従って、これ官民併せてかなりの「石巻市」という現在の名称を使っておる各種団体もございませぬ、会社もございませぬ。民間でも多分、多数の分野にわたって「石巻」というのは使われておりますので。あともう1つは、もっとこの年代を掘り下げていきますと、「石巻市」というこの名称はかなりの歴史的なものにも唄にもございませぬ。そうなってくると、この違う名称になった場合に、非常にその辺で不本意な部分もでるんじゃないかということで、私はこの「石巻」というものを今まで積み上げてまいりました歴史、それは各町にいろんな歴史ございませぬけれども、今の石巻市というものをやっぱり大事にして、これからもこの「石巻市」というこの市名でやっていただきたいなとこのように思っております。

この点は、また今後の地域懇談会の中では、実は夕べうちの方でございました。しかしながら、この名称に関しては全然意見が何もありませんでした。従って、「石巻」が私から見ると了承されたのかなとこういう印象を受けております。そういうことでございませぬ。

土井議長 いろいろお話を承ってみますと、今の山中委員さんのお話では、もう既に公募ということで数字が既にこのようにバックデータが出てますよというようなお話でございませぬで、「石巻市」ということでそう異論がないんじゃないかと、こういうようなお話でございませぬが、神山委員さん、三浦委員さん、どうでございませぬか。

なんとなく、早く決まりやすいやつだけは早く決めた方がいいんじゃないでしょう

かね。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 誤解のないようにこの場合言わせていただきますが、なんら小委員会圧倒的多数をもって第1番の「石巻市」はいよいよ言ってるわけではないんです。

ただこの協議会の委員の意思が、せっかく小委員会が6つを候補としてあげたんだから、その中で最適なものはどうかというのを、この委員の意思が完全に集約されるということが大切じゃないかと。今、皆さんが言ってるように、各々の意見を言いはじまったらそれなりの個人の私権がこの中に入ってきて、この協議会の意見の別れまでは言わないけれども、そういうことにもなるんじゃないかと。そういう場合には、この6つ候補が出てるんだからやはり全員による方法も1つの方法論じゃないかと思って提案したわけですから、言い訳なりですが一応誤解ないように。

土井議長 提案の理由は、そのような理由のようでございます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私も、これ簡単なようでありますけれども奥の深いもんだなとも思うんです、この呼び名ね。やはり、ある程度じっくりとみんなで考えた方が私はいいいんじゃないのかなと。確かに、歴史的とかそういうことを言われれば、あることはありますよ。

でも、これ読めば、字は「石巻市」(いしまきし)なんですよ。「の」が入らないというところもあれば、せっかく新しく生まれ変わった市にするんですから、どこでだれが読んでも分かるようにというのも、これは大切なことじゃないかなとも思いますんでね。「石巻」(いしのまき)は「石巻」(いしのまき)でそれはいいんですよ。その辺も、やはりみんなでよく考えてみる必要があるんじゃないかなとも思ったもので、私は皆さんに今日はじめて提案するんですから、この6つどうですかというものを。だから、時間をくださいと、その意味で言ったんです。

土井議長 今の意見、どういう取り計らいにいたしますか。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 私は、小委員会の意見は尊重したいと。しかしながら、議会を代表してこの場に出席しているものとして、議会の中でも持ち帰って協議をして煮詰めたいと。そ

ういう中で、もう一度この協議会の中でお諮りをいただきたいということで、継続審議をさせていただきたいと思います。

土井議長 今、西條委員の方からは、もう1回。

(酒井委員 挙手)

土井議長 はい、酒井委員。

酒井委員 今、それぞれの御意見を聞かせてもらって、それなりに一理があると思っております。

本来、この委員会で決めてもいいはずなのですが、やはり地域の皆さんが、住民が参加をするという意味から公募を選んだわけでごさいます、その結果がこの数字に表れているということでございまして、圧倒的にこれまで使っている「石巻市」これを住民が選んだわけであります。私は、先程第1小委員会の意見を尊重して欲しいという意見がございましたけれども、それだけでなしにこの数字、この結果を見まして、しかもさっき三浦委員さんおっしゃったように読みの問題で「石巻」(いしのまき)という話も出ましたけれども、まったくそのとおりでございますが、これまで長い間使われてきた「石巻」これが全国的にもう津々浦々まで知れわたっているという面からみますと、これまでの「石巻」でもいいのかと思っておりますし、先程会長おっしゃったように決められるものはここで早々と決めてもいいのではないかと思っております。

多分、公募ですから異論はないというふうに思っております。議会に持ち帰って議会の意見を聞くもの、ここで決めてもいいものあるわけでごさいます、私はここで決めてよろしいと思っております。

よろしく申し上げます。

(「賛成」という声あり)

(拍手)

土井議長 これ投票とかなんかではやらないと、話し合いだという話で最初から原則でございすから。

(武山(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、武山(吉)委員。

武山(吉)委員 もともと「石巻」というふうに私は落ち着くもんだと思っておりますから。何をやるにも、私は気早い方です。先が見えると、ずばりその方に行く方で

すから。あまり、いったりきたりするのはいやな方ですので。

今、皆さんの意見はまったくそのとおりだと思いますが、公募をやってあのとおり結果も出てます。また、「石巻」という名前は消されない。これは、何ととっても先程石巻の委員の方からの話がありましたが、やっぱりそのほかの方々からもありました。石巻はなんたって歴史が一番あると思います、本当から言えばね。何ととっても。12万の市と言われてるところですから。そんなことで、今いろいろ皆さんから意見が出たようですが、これからまた振り出しに戻るようなことでは、私はどうも時間の無駄だなとこのように思います。やっぱり今日、この場で「石巻」と決めた方がいいと思います。

以上です。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は、住民があつて私がいるんだとこう思ってますので。何ととっても、住民の皆さんの意見が一番だとこう思っているんであります。確かに、公募はしました。でも、住民懇談会というのが目の前にあるんですよ。こういう名前ね、さっきも言いましたけれども、簡単なようだけれども私は奥の深いものであるなとも思っていますので、やはりもう一度、こういうふうにしたいと思いますよ皆さん、と言った方が、私は自分なりに一番納得できるなと、そういうことで言っているんです。その「石巻」というのは、全国津々浦々まで皆知っていると、確かにそうでしょう。だけれども、これは漢字で書かれているのを知っているということじゃないと思うんですよ。「いしのみき市」というのが知っているだけで、漢字だから知っているということでは私はないと思うもので、この辺も言っておきたいと思います。

以上です。

土井議長 どうでしょうか、この取り扱いにつきまして。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 私も石巻市ではいいと思います。先般の小委員会のときも出ましたが、漢字の「石巻」という名称は津々浦々まで全国に知れわたっている。ただ、問題はたまたま「石巻」(いしまき)というふうな読み方もされているこういう意見も出てまいりました。従って、今度の新市につきましては17万の新しい市だ。そして、農協はひら

がなの「いしのまき」、漢字の「石巻市」あるいはひらがなの「いしのまき市」、あるいはまた「石」にひらがな「の」が入った「石の巻市」これもあります。この辺の3点に絞りながら、「いしのまきし」は「いしのまきし」でこれはいいと思いますが、やっぱり今の時代に即応したもののとらえ方、それからやっぱり「石巻市」というのは、日本3大大河の1つ北上川を背景にこれまで進展したことはこれは否めない事実でございます、北上の河口にある現在まであった「石巻市」、そして住吉公園にあった石の回りを水が渦を巻いていたところからの「石巻」という歴史がいろいろあります。本当に端的に考えますと、巻く「石巻」というのがいいのかな。変な話だけれど「巻いて」からいろんなことが出てくる可能性がある。この際だから、ソフトタッチでいくのも1つの方法かなというふうに私は思います。特に、私は農協が最初に「いしのまき市」というひらがなとったんでございますけれども、JAが「いしのまき市」というひらがな、それから行政は漢字の「石巻」というものはどうかなという若干の危惧の念はもっておるわけでございます。3つあるこの「石巻」、「新石巻市」もあります。新はこれはいいと思いますが、小委員会ではこの6つを取り上げてまいりましたが、突き詰めて考えますと大勢につきましては石巻でいいんだ。その中で、いわゆる語句の使い方、漢字にするのか、ひらがなにするのか、それは一部ひらがなを導入するのか等々いうふうになるのかなというふうに思っておるわけでございます。いってみれば、今三浦委員がおっしゃいましたように、今その住民懇談会もある。ただ石巻市の名前、名称はどうですかと諮らなくても何らかの形の中で、これはその方法として、あるいは1つの状態として懇談会が開かれているところだろう。そういうものの浄化をしながら、この次あたり住民懇談会終わったのちにこの名称をきちっと決めた方が私もベターじゃなかろうかと、こういうふうな認識をもっておるわけでございます。やはり、私は本当言えばひらがなの「いしのまき市」の方がいいのかなと思っております。いわゆる川の流れのように、1つの静かな川、北上川が何もなかった川、そこから新しいイメージを唱えていく、こういう理論も1つはいいのかなというふうに思います。漢字の「石巻」が悪いということではございませんが、やはりこういうものもひとつ考えてみてはいかがかなというふうに思っておりますので、その辺はひとつお諮りいただきながら、結果的にはもう少し時間をかけて、いわゆる今住民懇談会してるんだから、もう既に「石巻」は決めてしまったんですよということではなく、もし聞かれた場合においては、こういう流れの中にありますよと。

この次あたり決定したいという方向づけで住民懇談会、そうしたものを住民の考え方あるいは意思というものを尊重するという意味合いからすれば、それも1つのベターかなとこういうふうな認識をしておりますので、いかがなものでしょうか。

土井議長 今の橋浦委員の御意見、この取り扱いどういたします。

いろいろお話を承っておりますと、住民懇談会ののちに決定したらいいんじゃないかとこういう取り組みも一方の意見なんですけど、そのときに公募という意見は住民の意思を表示したのではないのかなと、その整合性はどう考えるのかという問題も出てくる感じがするんですね。ですけども、もう一呼吸おいた方がいいと。公募という形はもちろんこれは住民の意見ですから、住民懇談会よりももっと一般の人たちの意見がそこに出ていると私は判断しているんですけど。ですが、そういっても住民懇談会目前にやってるんじゃないかと、そのあとでもいいんじゃないかという意見ですが、どういたします。

もう一呼吸置きますか。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 住民懇談会もはじまったわけなんですけれども、逆に一般町民の立場から言わせると、何をごたごたしているんだと、こういうことも簡単に決められないのかというふうな感情も、私は一般の町民の方々はもっていると思うんですよ。ですから、これだけ千何票というふうな大多数の方が「石巻市」という名前で、これは確かに住民の1つの意思の表れだろうと思います。

住民懇談会をするときに、その決定を聞いてから決めるというやり方も確かにあるかとは思いますが、逆にこういう住民懇談会の席でもう「石巻市」と決まりましたよということを言った方が、私はすっきりしていると思うんですよ。いつまでも、協議会というのがなんか非常にうしろ向きの姿でごたごたしているような印象を与えるよりは、やっぱり決めるものはすっきり決めて、難しいのは確かに難しいものは先送りもやむを得ません。しかし、決められるものはやっぱりこの場で決めていただいた方が、私は一般町民感情としてもスムーズに進んでいるんだなという印象を私はもっていただけるんじゃないかなと思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

(武山(松)委員 挙手)

土井議長 はい、北上町の武山(松)委員。

武山(松)委員 ちょっと前に戻りますけれども、石巻の委員さん方にちょっとお聞きしたいんですけども、現在、産業形成とか住民生活の中でこの漢字の「石巻市」ということで、何か困っているとかそういったことございますか。

(佐藤(健治)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健治)委員。

佐藤(健治)委員 全然ありません。そのまま全国津々浦々までとおさせていただきます。

武山(松)委員 それを聞いたかったんですが、もしそうであれば、現に「石巻」、漢字の「石巻市」を使って、要するに住民生活でも何も困らないと、行政でも問題ない、産業団体も問題ないというふうなことであれば、周りで困るというふうは無理やり仕立てているような感じもしないでもないので、私はそういうことで方向づけした方がいいかというふうに思います。

(佐藤(健治)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健治)委員。

佐藤(健治)委員 新市の名称、協議会でいろいろ協議した際に、「石巻市」という名前にすべきだという意見が多かったわけですが、その中で、新市名を決定するのにやっぱり一般市民町民が参加する機会を与えた方がいいんじゃないかという御意見がありまして、この公募ということに決定した経過もあるわけですので、そういったことから考えますと、いわゆる市民町民の意思の決定がここに表れたのかなというふうに思いをいたしておる次第でございます。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 今いろいろ議論されているようでございますが、それぞれの立場で意見があるようでございますが、私はこの名称については今までの経緯もありますので、ここで皆さんで決められた方が一番いいのかなと。ただ、「石巻」にするからこれにどうこうということでもないんですけども、ただその中には、それぞれの町にそれぞれの伝統と思いがあるわけで、簡単に「石巻」にしたんではないよと、それぞれの思いを捨てて「石巻」でいいということにしたんだということを皆さんで再確認をしていただきたいと思いますし、なお石巻の委員の方々にいろいろな機会にもちよって、また特別委員会に諮ってみなきゃ分からないというふうなことがたびたびあるわけで

すが、これらも今後心に入れてそういう困せることのないように、ひとつ私の方から特にお願いをしたいと思います。

以上であります。

土井議長 だいたい意見が出ておるようでございますけれども、どうですか。

三浦委員 私ですか。

土井議長 みんなの意見が合意で諮るということになっていますから。

三浦委員 なんか、私と我が町の町長さんだけかなという感じでありますけれども。私はやはりですね、住民懇談会が目の前にあるということに私は一番心に残るんですよ。住民懇談会があと1か月後だよとかというものであるのなら、私はこの場でばっと決めますよ。明日、明後日あるんですよ。そういう中でなんだっけと、昨日決めたんですかと、今日懇談会あるのにと。私は、これらがどうもひっかかるもので住民懇談会ののちにしてくださいとこう言ってるんですよ。選挙に立候補するものというのは、やはり住民の皆さんの声、声、声、声なんですよ。一般の方々はそうは思わないかもしれないし、町長さん方というのは選挙が強いからそうも思わないのかもしれませんが、私のようにしょっちゅう苦戦ばかりしているものにとっては、やはり住民の皆さんの声というのはものすごく重いものなもので、住民懇談会がある、明日、明後日あるんですから、だから私は言ってるんです。

以上です。

酒井委員 うちの方は終わったんですよ。それでいいんじゃないですか。住民懇談会にこのように決まりましたと報告して。

三浦議長 私たちはそれはしたくないんだと。終わった方はいいですよ。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 それぞれ皆さんに御意見があるようでありますけれども、「石巻市」を否定する方は1人もいらっしゃらないということで、大方の皆さんは、おそらくこの漢字の今まで歴史のある「石巻市」でよろしいとおそらく思っていると思います。

しかし、やはり合併の懇談会ももうはじまっておりますので、その辺で町民の皆さんにもお話したいという委員さんもいらっしゃいますので、次回、漢字の「石巻市」に決定するというお話し合いをして、今日は決めないで継続ということで次回決定すると。しかし、皆さんの御意思は「石巻市」だということで、その辺で収めて

いただくようにお願いします。

土井議長 私の方からくどい話言うのあれですから、今の平塚委員、三浦委員の思いでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 では継続、そして次回にそういうことで決めさせていただくと、それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 じゃ、1回だけ延期ということで手叩きをお願いします。

拍手をお願いします。

(拍手)

土井議長 それではそういうことでお願いをいたします。

継続、次回には決めさせていただくと。

・協議第4号の1 新市の事務所の位置(協定項目4)について

土井議長 次に、協議第4号の1の新市の事務所の位置(協定項目4)についてを議題といたします。

9ページをお開き願います。

この案件は、第2回の協議会で第1小委員会に付託し調査、審議をお願いをしていましたが、先程の山下委員長からの報告のとおり、最終取りまとめ案が示されたもので、それに基づき調整方針案を提案するものであります。

事務局長から説明させます。

木村事務局長 協議第4号の1でございます。新市の事務所の位置につきましては、先程と同じく、第1小委員会の報告のとおり提案するものでございまして、調整方針につきましては読み上げる形の中で説明とさせていただきます。

新市の事務所の位置は、次のとおりとしてございます。1として、新市の事務所の位置は、現在の石巻市役所の位置とする。2、新市の事務所の設置の方式は、本庁方式とし、当分の間、行政組織の一部を分散するものとする。なお、分散する組織は合併時まで調整する。3、現在の河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。なお、支所の方式は、当分の間、総合支所方式とする。その機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等を配慮しながら、合併時まで調整する。4、将来の新市の事務所の位置に

については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、新市において速やかに検討を開始するものとする。

以上でございます。

よろしく御審議いただきます。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、調整方針案について、また小委員会の意見を尊重し本日付けで決定するか、あるいは次回までの継続協議とするかも含め、どなたか御意見、御質問ございませんか。

(藤本委員 挙手)

藤本委員 1点だけお聞きしたいと思います。

決定するのは決定するでかまわないですが、このようになるんだと思うんですが、将来の新市の位置を新市において速やかにということになっているんですが、これ決定までの間に、位置決めるのに1年も2年も下手するとかかるんじゃないかと、新市の方で。そうすると、今はっきり言いまして石巻の、河南町の三浦委員はあそこは職場ではないとは何回か言っておられますが、確かに本庁舎あって分庁舎4つか5つありまして、本当言うと1つに速やかにまとまった方がいいんじゃないかなと思いますので、この場であと1年半合併まであるわけですから、この位置についてだけはこの場で決めるわけにはいかないのかというか、決めるというとなんなんですが、ある程度決定しておかないと、新市からはじまってしまうと多分1年も2年もそこでかかるんじゃないのかなというような気がするわけですよ。速やかな新庁舎の建設を目指すためにも、ある程度ここでやっていいのか悪いのかは別にいたしまして、なんか悪いような気もするんですが、何らかの形をここで取れないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

土井議長 まずはちょっと整理しましょう。

この案でまず、いいのかどうか。そして、そのあと今藤本委員から言われたことをこの場でどうするのか、それをまず分けて考えさせてもらいます。

藤本委員 決定はかまわないと思います。

土井議長 決定はよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 じゃあ、よろしいですね。それでは、今日付けで決定ということですね。それではそういうことで決定ですね。

今、藤本委員からお話がありました、合併したのちの本庁舎の位置ぐらいは決めておくべきじゃないか、ないしは決めるに至らないにしても議論だけはすべきじゃないかというふうに私聞いたんですが、その取り扱いについてどういたしますか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 ただいまの雄勝の藤本委員の意見も一理あると思います。

しかし、今合併協議を続けているわけでありまして、17年3月の合併を目指して来年の6月に議会に議決をいただくわけですが、やはりその合併が必ずしも成立するとは限らないわけです。今、ここまでくれば99%いくと思いますけれども、1%のもしかしたならば壊れる可能性もあるということですので、新市になったら速やかにというこの文言をお互い大事にするということによろしいと思いますが。

土井議長 皆さん、どうでしょうか。平塚委員の御意見。

(「了解」という声あり)

土井議長 藤本委員、それでよろしいですか。

藤本委員 いいですよ。かまわないです。

土井議長 合併を成就することがまず先だと、そのとおりだと思いますので。

そういうことで、それでは先に進めさせていただきます。

・協議第13号の3 財産の取扱い(協定項目5)について

土井議長 次に、協議第13号の3の財産の取扱い(協定項目5)についてを議題といたします。

10ページをお開きをいただきます。

この案件につきましては、第4回協議会から継続協議となっているものでございます。調整方針案について、皆さま方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ありませんでしょうか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 分科会とか専門部会で今精力的にすり合せしているわけですね。1市6町の財政シミュレーションなんかもつくって、各町で事務局に提出をしているというようなことで、私は逆に石巻市議会の阿部(吉)委員にお聞きしたいんですが、これを3回継続にされたのは石巻市議会の阿部(吉)委員です。

どういうところに問題があって、この原則論の1市6町の保有する財産及び債権債務は、すべて新市に引き継ぐということを継続で引きずられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

土井議長 もう3回目ですから、その辺の論点を整理をして阿部(吉)委員の方から報告をお願いをいたします。

阿部(吉)委員 それでは、先程の議論を聞いていると、牡鹿町長さんの話なんかも聞きながら大変心苦しくは思っておったんでございますが、一応なにせ特別委員会というものがあまして、その特別委員会から各会派から出ておりますから、各会派に特別委員会に持ち帰りまして、会派からあがったのがまた特別委員会に諮るという大所帯なものですから、このような議会運営をいたしております。もちろん、今日の法定協をまたすぐ持ち帰って特別委員会を開いてそれでやっておりますので、時間がかかっていることは確かでございます。ただ、問題になっておりますのは石巻市の財政の問題でございます。これは、自ずとして石巻市の問題でございますから、石巻市議会としては大変いろいろな問題を取り上げながら、新市に継ぐための研究、勉強をやっております。また、そのほかでございますが、いざ合併するということになりますと1市6町の保有する財産及び債権債務は、すべて新市に継ぐことは当然のことと理解しております。

問題は、大きく分けましていくつかあるわけでございますけれども、1つはマスコミで取り上げられております、各町が独自に進めている箱物建設の計画でございます。こういう問題を、今報道機関を見ながら、石巻市では今後どうなるのかなという心配をいたしておるわけでございます。そういうことで、それからまた地震について起こりました深谷病院の問題、維持、コスト関係、今後どのようになっていくんだろうと危惧することもございます。そういう問題で、石巻としては各町に対する、別に大きく交渉するわけございませんけれども、新市の財政力が耐えられるのかどうかということを心配しながら今進めているところでございます。ほかの現在の町の方々の事業はいろいろあるわけでございますが、大きく分けますと牡鹿町さん、それから北上町さん、河南町さん、桃生町さんというこれからの事業をどのように行っていくんだろうかという心配をいたしております。できることなら皆さんから御指導いただければ、それをもち帰って石巻市の特別委員会でお話し、また理解いただけるように努めたいと思います。

以上でございます。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 大変御心配いただいておりますけれども、今、各町で取り組んでいる事業についてというお話ですが、各町それぞれその事業を行なうために目的基金を積み上げての取り組みですので、そういう目的基金を積み上げて、あるいは一部起債もなりますけれども、そのような事業はまちづくりの長期総合計画に従って粛々と進めてるわけですので、その辺まで御心配いただかなくてもいいのではないかなと思います。

逆に私は、それでは石巻市が各1市6町基準財政需要額はうちの方はだいたい25億ですがその10%ずつを各町持ち寄るとかですね。なんか、お話聞くと石巻市は10%は無理だということも聞いてます。5%ぐらいというようなお話も聞いておりますが、逆にそういうことよりも、各町新市のときに持ち寄るお金の方の財政の問題は、今それぞれの専門部会とか分科会とか幹事会でやってると思います。あまりその辺は、駆け込みでやるわけでないんです。

例えば、うちの方の町の庁舎なんかは災害対策本部になる庁舎ですけども、もう1回宮城県沖地震が再来すれば一番最初に庁舎つぶれるのではないかと、対策本部が一番最初につぶれると。早く、町民の方々に積み上げてる基金で1日も早くその災害対策本部をしっかりとものに、今度は現地の災害対策本部になるかと思っておりますけれども、早く建てなさいというようなことで今進めているわけですので、あまりその辺は、協議したいということであれば協議しますけれども、あまりその辺は、逆に石巻市さんそのものの財政をよく御検討なされたらよろしいのではないかなと思います。

以上です。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 委員長さんには深谷病院の方も心配していただきまして、大変ありがとうございます。

あれは災害なんですよ。頼んだわけじゃないんですけれども、直下でこられましたんで。ですから、もしもお力添えをお貸ししていただけるのなら、揺る方について弁償していただきたいんだと言ってきていただきたいなとも思ってます、正直言って。

でも、復興のために今町長も一生懸命やっています。国に特別補助のお願いもしてまして、あるいはこれが認められるかなということまでできてますので、その辺もお含み置きいただければと思います。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 牡鹿町の方も、最近いろいろ箱物を造っておるもんですから標的になっておるわけですが。

これは、実を言いますと3号機の電源三法交付金というのが入りまして、それに併せて長期的に計画をして、しかも最近、議会と相談しながらその一部を積み立てしよう。そして、今後の維持運営費に充てようというふうなことも含めて、そうすると合併してもほかの町に迷惑をかけない形での運営ができるというふうな見通しをたてながらやっていますので、決して合併しても町立病院なりあるいは保健福祉センターなり、これから建てようとしている文化交流センターなりそういうものの維持管理は、合併後の皆さん方に負担をかけないというふうな建て前で進めておりますので。

やはりこういうことをいろいろほかの町に心配していただくと、合併というのは何なのやと、合併する気があるのかないのかということに進んでくると思いますので、それぞれの町で町長さん方あるいは議員の方々がいろいろな角度から節約できるものは節約し、さらに長期的に進めていくものは進めていくというふうなことで、合併も含めて進んできてると思うので、あまりほかの町のことをこういうことをやるから心配だ、ああいうことをやるから心配だというふうなことはしないで、それぞれの自分の市、町のことを十分に議論して、そしてほかの町に迷惑をかけないようなそういうふうな体制でもっていくのが、いい合併のあり方だというふうに私は思っております。

土井議長 そのほかございませんか。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 今、北上も指摘されましたんで、私の方も確かに桃生町と同じ素晴らしい庁舎を持ってるもんですから、大変だなという思いで今やろうと思っております。

しかし、それは今桃生町で言ったとおり基金の中でやるわけですが、そし

てまた、先般確かこの合併協議会の中にも全部、町のこれからの長期計画載ってますけれども、それが町の単独でも大丈夫だなというような中でのそういう企画財政の方からも出したわけでございまして、その方針どおりに我が町もやっていきたいという思いで、これも平成元年から積み立てた基金でございまして、ただ駆け込みで造るんじゃないくて、どうしてもそういう対策本部なる町があのように役場でございまして、やはり役場は最後の最後になったもんですから。そこで、今阿部（吉）委員に指摘されましたけれども、そういう内容でやりますので、あまり新市には負担かけないように私もがんばりますので、その点は大丈夫だと思います。

土井議長 そのほかございますか。

（阿部（吉）委員 挙手）

土井議長 はい、阿部（吉）委員

阿部（吉）委員 どうも、大変恐縮でございます。

なにせ、特別委員会というところはそれぞれの意見を強力にもっている方が多いわけでございます。

それはそれとして、今お話を伺ったんですが、これらの財政課題を盛り込んだ財政予測、もしこの法定協に示されるならばぜひそういうやつを示していただきたいと、このように思います。

いかがでしょうか。

土井議長 そこまで。

（平塚委員 挙手）

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 さっきお話申し上げましたが、事務局の方に1市6町の財政シミュレーションを提出してますので、事務局の方からお示ししていただきたいと思えます。

土井議長 いいですか、今のお話ちょっとまとめさせていただきますね。

私も長い間、各町の歴史というものはよく知っております。それで、いみじくも阿部（吉）委員さんの方から具体的な、言っては失礼ですが名指しと言ってもいいぐらいのお名前を出してもらって、そのお答えを各町長さん、それから議員さんにしてもらったわけですね。

確かに桃生町の町長さん、北上町の町長さんの場合は長い間、庁舎を造るべく一生懸命基金をした事実知ってます。そして、すぐでも庁舎を造れたわけですけども、

産業振興の方が大切だということで予算をそちらの方に回して、ずっと今日まできたと。こういう歴史なども、やっぱり阿部（吉）委員は議会の方にお話をしてもらいたいと思いますね。

それと、河南町さんはまた地震という特別な災害であるということ。そして、あと牡鹿町さんの方は心配しないでくださいと、箱物造ってもちゃんと管理費をちゃんと預託してやりますからということまで言ってくれてますんで、そのお話をこの場で承ったわけでございますから。

財政シミュレーションは具体的には事務当局の話だと思うんですね。ですから、事務当局の方で煮詰めていただいて、そして特別委員会でお聞きしたいならば、事務当局の方の手をとおしてやってもらった方がいいんじゃないでしょうか、どうですか。
三浦委員 阿部（吉）委員、何とかその辺で検討していただければ。

（阿部（吉）委員 挙手）

土井議長 はい、阿部（吉）委員。

阿部（吉）委員 今、理解させていただきました。

それで、一応そのように財政予測、ひとつよろしくお願いします。

特別委員会に諮りながら進めていきたいと思います。

どうも、御指導ありがとうございました。

土井議長 そうしますと、これまた継続ですか。

阿部（吉）委員 もう1度だけ。

土井議長 じゃ、委員長さんが責任をもって、もう1度だけとちゃんと言いましたからね。もう1度だけ、ひとつそういうことで継続審議ということに。

木村委員 1回だけだよ。

土井議長 1度だけと言ってますから、そういうことでいろいろな意見を出してもらってやるということでございますんで。

皆さん、もう1回だけ継続ということでよろしく御理解をいただきたいと思いますが。

（平塚委員 挙手）

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 継続協議で結構です。

ただ、阿部（吉）委員さんが、合併協議会の事務局に1市6町の財政シミュレーシ

ョンを各町出してますので、それを取り寄せて勉強していただくと、それ確認させていただきたいと思います。

土井議長 はい、それ了解。

平塚委員 あと何回継続でも結構ですから、よろしくをお願いします。

土井議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 じゃ、そういうことにさせていただきます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 阿部(吉)委員、早く言えば結婚のようなものでもあるなと思うんですけども、財産ばかり見ないでその町にある人、ここをも見て欲しいですよ。いい方々ばかりおりますから、6町は。この辺もよく見ていただいて、この合併により弾みをつけていただきたいと思います。

阿部(吉)委員 ありがとうございます。

・協議第22号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

土井議長 次に進めさせていただきます。

協議第22号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)についてを議題といたします。

11ページをお開き願います。

この案件は、第6回協議会で継続協議となっているものでございます。

調整方針案について、皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第23号の1 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について

土井議長 次に、協議第23号の1 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)につい

てを議題といたします。

12ページをお開き願います。

この案件も、第6回協議会で継続協議となっているものでございます。

調整方針案について、皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言はございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということでございます。全会一致で確認することになりました。

それでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第24号の1 下水道事業の取扱い(協定項目25 - 25)について

土井議長 次に、協議第24号の1 下水道事業の取扱い(協定項目25 - 25)についてを議題といたします。

13ページをお開き願います。

この案件も、第6回協議会で継続協議となっているものでございます。

調整方針案について、皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言はございませんか。

(若山委員 挙手)

土井議長 はい、若山委員。

若山委員 項目の3の受益者負担金のことでございますけれども、合併後5年以内に算定基準の統一を図るというふうに出てますが、この負担金につきましては、都市部と農村部では大分違うと思いますし、また農村部では宅地面積が大変広いというのが事実であります。その点を、どのように統一する考えをおもちなのかお聞きします。

門田建設専門部会長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、各市町によって宅地の面積等が違います。また、農村部においてはまだ宅地化になってない場合もございますので、その辺については分科会それから専門部会、あと幹事会でいろいろ調整いたしまして、ただいまあげましたようにそれらの合併後算定基準の統一を図るというような調整方針でございます。ですから、今までの受益者負担金の算定方法については、現行のとおり新市に引き継ぎまして、それから投資した事業費そういうものの財政計画も策定しながら、今後調整を図っていくということで調整しております。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 これは正直言って、農村部の方では大変な問題にしくなくちゃならないと思うんですよ。

ですから私はですね、また場所が違ってると言われるかもしれませんがけれども、議員の特例を使わせていただいて郡部の意見が映える市づくりに私は入らなければならぬと思うんですよ。これらは基本的なものはここで合意しましょうと。だけれども細かいやつは、郡部のことを入れ得るのはやはり議会ですよ。そして特例を使わせていただいて、末端のそういうものを新市に入れるようにがんばらねばならないじゃないですか。だから、私は在任特例を使わせていただきたいとこう言ってるんですよ。これらなんかは、ただ決められたらとんでもないことになりますよ。

以上です。

(若山委員 挙手)

土井議長 はい、若山委員。

若山委員 ですから、それらのことを十分頭に入れて調整していただきたいとお願いします。

土井議長 今の若山委員さんのことを頭に入れて、事務局の方で対応するようにしてください。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 全会一致で確認することよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのように決定させていただきます。

(3) 提案事項

- ・協議第25号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)

土井議長 次に、次第(3)の提案事項に移ります。

協議第25号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)を議題といたします。

保健福祉専門部会長から説明をさせます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)

の(その1)について御説明申し上げます。

はじめに提案の理由ですが、資料の24ページをお開き願います。社会・児童福祉事業のうち社会福祉事業については、その多くが民生委員法、児童福祉法などの法令に基づき事務事業を実施しているため、市町間での相違がほとんどありません。また、市町の単独事業で、合併に際して、住民福祉の低下を招かないよう調整することが可能なものについては、合併後も引き続き実施することを調整方針としています。

次に、調整項目について御説明申し上げますので、資料の15ページにお戻り願います。調整方針の1ですが、民生委員・児童委員の合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。2、民生委員推薦会に関することについては、各市町最低1名以上の委員を選任し、総委員数は現時点の上限14名とする。3、災害見舞金支給に関することについては、法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時まで調整する。4、日本赤十字社に関することについては、石巻市の例により合併時に統一するが、社費は一人当たり500円以上とする。なお、協賛委員会委員数については合併時まで調整する。

次に、16ページをお開き願います。協議事項調整項目内容総括表の上の段、調整方針の欄はただいま御説明申し上げました4項目でございます。下の段の現況項目につきましても、(1)の民生委員・児童委員に関することから、22ページの(4)日本赤十字社に関する事まで4項目に分類されております。

最後に、24ページから26ページにはそれぞれ関係法令の抜粋が、また27ページには先進地域の事例が記載されておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願います。

土井議長 ただいま専門部会長より説明がありましたが、本件について御質問、御意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございますので、それでは継続協議としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、協議第25号は継続協議といたします。

・協議第26号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

土井議長 次に、協議第26号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

を議題といたします。

生活環境専門部会長から説明をさせていただきます。

松川生活環境専門部会長 それでは、ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25 - 17)について提案理由の御説明を申し上げますので、資料の46ページを御覧願います。

提案の理由といたしましては、ごみ処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき一般廃棄物処理計画を定め適正な処理を行わなければならないとされており、合併にあたっては、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、統一的な体制を整備する必要があります。現在、各市町のごみの処理方法等には、少なからず相違があるため、新市民の日常生活に支障・不便のないよう十分配慮し、調整する方針としております。

次に、調整方針について御説明申し上げますので、戻りまして28ページを御覧願います。調整方針の1番目として、一般廃棄物処理計画につきましては、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに策定する。基本方針の2番目として、ごみの収集・運搬体制等ではありますが、(1)つ目として、ごみの分別品目につきましては、石巻市の例(18分別)を基本とし、合併時に統一する。(2)つ目として、指定収集袋につきましては、合併時に統一する。ただし、各市町の現行のごみ袋は、合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみのうち、空きびん類及びスプレー缶等の排出方法につきましては、石巻市の例を基本としてコンテナ方式を採用し、合併時に統一する。(3)番目として、収集方法につきましては、燃やせるごみは現行のとおりとし、それ以外のごみは業者委託することとし、委託方法は合併時まで調整する。収集回数につきましては、合併時に統一(指定日収集)にすることにすると。(4)つ目として、粗大ごみの有料化につきましては、実施4町(河北町、雄勝町、桃生町、北上町)の例を基本とし、合併時に統一する。(5)つ目といたしまして、ごみ集積所につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。(6)つ目として、収集しないごみ及び家電4品目の取扱いにつきましては、石巻市の例により、合併時に統一する。次に、調整方針の3番目として、集団資源回収につきましては、回収品目を紙類、びん類及び缶類(アルミ缶、スチール缶)に統一する。回収補助金等につきましては、品目に関わらず。

三浦委員 配布しているから、簡単にやったらいいんじゃないですか。

松川生活環境専門部会長 そうですか、はい。

調整方針については、集団資源回収について、合併後3年以内とするということ

す。それから、調整方針の4つ目については、ごみ焼却施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐということであります。調整方針の大きな5つ目としましては、一般廃棄物最終処分場の件でありますけれども、(1)各市町の所有する最終処分場につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。それから、(2)搬入承認事務処理手数料につきましては、合併時まで調整するという事です。それから、調整方針の6番目として、一般廃棄物の処理許可につきましては、(1)既存の許可においては、経過措置を設けて、新市に引き継ぐ。更新時につきましては、新市に策定した許可方針により許可する。それから、許可方針・基準につきましては、石巻市の例を基本に、支障のない時期までに策定すると。それから、(2)申請・更新・変更手数料については、石巻市の例により10,000円。再交付手数料については、石巻市の例により3,000円とする。それから、7番目として、浄化槽清掃業の許可についてであります。 (1)既存の区間については、経過措置を設けて、新市に引き継ぐ。(2)つ目として、申請・更新・変更手数料につきましては、石巻市の例により10,000円。再交付につきましては、石巻市の例により3,000円。それから、8番目として、(1)し尿処理につきましては、許可業者による汲取り方式とし、処分先は現行のとおりとする。それから、(2)汲取り料金につきましては、当面現行のとおりとして、新市において業者と協議し調整する。

以上が調整方針であります。30ページから31ページには一般廃棄物の処理計画について調整方針の総括したものを記載しております。それから30ページから38ページにつきましては、ごみの収集・運搬体制等について。さらに、38から39ページにつきましては集団資源回収につきましては。それから、40から41ページにつきましてはごみ焼却施設(一部事務組合所有分を除く)について。同じく40から41ページにつきましては、廃棄物最終処分場について。それから、42ページから43ページにつきましては、一般廃棄物処理業の許可について。同じく、42ページから43ページにつきましては、浄化槽清掃業の許可について記載しておりますので御覧願います。

また、関係法令の抜粋を46ページから48ページに、さらに先進事例につきましては49ページに載せておりますので御覧願います。

以上で、提案理由の説明とします。

土井議長 ただいま専門部会長より説明がありました。本件について委員の皆様、質問ございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今説明してもらいまして、本当に現状ばらばらで、全部統一するんであります。まず最初に、土井会長にお聞きしたいんですが、今の広域のクリーンセンターの土曜日の収集受け入れをやめそうな、そのようなお話が出ているとか、どうのこうのとちらっと風の噂で聞いたんですが。

土井議長 私は聞いてませんが。

藤本委員 聞いてませんか、分かりました。

それで、実はあの広域のクリーンセンターの一端にかかりまして、ほとんどのところ体制変わってないんですが、本町だけが体制変わりました。それで、住民サービスが低下した経緯があります。それで、できましたらこの合併で、サービスの面で、本当言うと私の方の収集体制というのは多分一番良かったんじゃないかなと、自分では自負しているんです。雄勝町に住んでいる人間として。それが祝日の収集をやっていたということなんです。月、木、火、金ずらしていませんでした。それで、皆さん御存知のとおり、皆さんに御迷惑かけましたが、あのごみのクリーンセンターで騒いでいる頃に、町内の方々約40名、その中の1人に石巻市の生活環境部の次長さんも1人おられました。石巻市の収集体制と雄勝町の収集体制どっちいいとなったときに、個人的にどう思いますかといったら、やっぱり雄勝町の方がいいと、月、木、火、金、旗日に収集する、そして土曜日を休みにするというのが本町のやり方だったんですが、隣りにも私の方の委員さんおられますが、主婦の立場からしても、先程聞いても、やっぱりその方が良かったと。それで、多分その方が出す方の目線からいうと良くなるんじゃないか。実は私の弟が石巻で月、木です。妹の住んでいるところは火、金なんです。また月曜日当たってしまった、また月曜日当たってしまったって、この頃ずっと月曜日休みなんです。そうすると、水曜日に石巻さん集めに来る、そうするとごみもないのに木曜日にまた来るというような、本当に税金の無駄遣いのようなことしておられますので、この際、これに関係ないのですが、これからの話し合いの中で1つ議題として載せていただきたいなと思います。

あともう1点、牡鹿町のクリーンセンターも引き継ぐということになっているんですが、その問題はすぐ廃止とかなんとかということはないのか。その辺の話はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

土井議長 どうですか。

松川生活環境専門部会長 最初の御質問につきましては、今後分科会と専門部会で調整することとしております。

牡鹿町についてもそのまま引き継ぐということですので、申し訳ありませんでした。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 それは処理能力の問題ですか。

あれは17年3月までの規制までは引っかからない、私の方の廃止した釜と同じメーカーの同じ時期に造った釜ですので、私の方も使えるものを廃止して、やめた方がいいんじゃないかと思ったんですが、参加した経緯があるんですが。要は17年3月でもう一段のダイオキシン規制になるんじゃないかと、これは石巻市の説明ですからね。石巻市のごみ処理対策課長、当時の課長の説明ですから、そうすると今の釜になったのもその次のをクリアするためにあの釜だというような話だったんですよ。そうすると、もう一段なると牡鹿町のものが、まだ法律どうのこうのではありませんが使いなくなるかもしれない。私の方は、そのために町長が決断されていったような経緯もあるんですが、その辺のところはどうなのでしょう。本来であれば2つなんかいいらい、1つでした方が絶対安上がりだと思うんですが、その辺の話し合い等は、簡単に引き継ぐじゃなくて、その統合という話し合いはしてないんでしょうか。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 うちの方のクリーンセンターでございますが、建設して間もないんですね。そして、広域の方には建設費を負担していつでも入れる状態であります。うちの方が入らなかったというのは、せっかく建てて何年もたたないのに、それをやめて広域にごみを持っていくというのは大変無駄だというふうないろんな町内の判断もございまして、そのようにしてですね。確か、まだまだダイオキシンの規制はクリアできるはずですよ。今年、炉の交換も大分掛けてやりましたし、そういうことで、いつでも広域の体制が整ったりあるいはうちの方の機械がどうにかなりそうなときは入れていただくことにはなっていますが、ただ今広域の方は、うちの方が例えば何かの事情で3か月後に運びますよと言ったときに持っていける状態ではないんですよ。もういっぱいなんですね。それをどうするのかという問題もありますが、当面は牡鹿町の場合

には今のクリーンセンターで十分対応できるというふうに思っております。それで、広域の方のいろんな運営の仕方で、ぜひ牡鹿町も運んだ方が全体的に効率がよいというふうになったときは、いろいろ協議をしてそれに従っていきたい、このように思っております。

藤本委員 了解。

土井議長 それでは、これは部会の方でよく話し合うようにお願いをしますから。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第26号は継続協議とさせていただきます。

・協議第27号 建設関係事業の取扱い(協定項目25 - 23)について

土井議長 次に、協議第27号 建設関係事業の取扱い(協定項目25 - 23)についてを議題といたします。

建設部会長から説明させます。

門田建設専門部会長 それでは、協議第27号 建設関係事業の取扱い(協定項目25 - 23)について御説明申し上げます。

はじめに、提案理由の御説明をいたしますので資料の64ページをお開き願います。

提案理由でございますが、(1)道路事業のうち道路認定については、現行の道路認定基準に差異があり、その統一を図る必要があります。認定道路については、地域の特殊性もあることから、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の道路認定基準については、合併時に統一する内容の調整方針としています。道路橋りょう維持管理については、道路の地域性を反映して、維持補修、道路パトロール、除草、除雪、融雪等の維持管理体制が異なり、新市においても、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の適切な維持管理に努める体制の確保が重要となります。このことから、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の特殊性に考慮しながら、合併後に統一することを調整方針としています。(2)の都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、石巻市及び河南町は、石巻広域都市計画、河北町は河北都市計画、雄勝町は雄勝都市計画、牡鹿町は牡鹿都市計画として指定され、都市計画法の諸規定が適用され、土地利用の規制、都市計画事業等、種々の都市計画行政が実施されていま

す。このことから、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに見直しを図ることを調整方針としています。(3)住宅事業は、住民ニーズの多様化により量的充足からゆとりの空間、バリアフリー、高齢化等への対応といった質的充実が求められています。そのなかで賃貸住宅は、民間による供給が大半を占めていますが、公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者を対象にしており、依然としてその果たす役割は大きく、需給バランスやライフスタイルの変化を考慮して良質な住宅を供給していく必要があります。家賃については、各市町とも国、県の基準をもとに決めています。合併後、負担の増減を生じる公営住宅があります。これらを踏まえ、公営住宅等の計画的な整備を行うとともに、家賃については、入居者の負担増とならないよう新市において調整する旨の調整方針としています。

次に、資料の51ページをお開き願います。

調整方針について御説明申し上げます。建設関係事業の取扱いについては、次のとおり調整方針といたしております。

1、認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。2、道路橋りょう維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後3年以内に統一する。3、都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、速やかに見直しを図る。4、住宅整備については、合併後、地域特性に応じた整備計画を策定し、実施する。5、公営住宅の家賃については、合併後、速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は5年以内に段階的に調整する。6、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ、ということでございます。

次のページからは、協議事項の調整内容の総括表でございます。調整方針につきましては、今の上段の分についてはただいま御説明申し上げたとおりであります。

52ページから55ページまでは、道路の認定及び道路橋りょう維持管理に関する総括表でございます。

それから、56ページについては都市計画に関することでございます。

それから、58ページ、59ページは現在の各市町の住宅整備計画、ほとんど住宅のストック総合活用計画とか総合計画にのって整備されております。それから、公営住宅等の現況でございます。

次に、60ページから公営住宅の家賃でございますが、合併いたしますと国の算定基準でございますが、中段ごろに【公営住宅家賃の算定方法】というようなことで、この家賃の中の市町村立地係数が、国の方で示されている係数が現石巻市の場合ですと0.75、6町については0.70、それで0.05立地係数が上がるわけです。それから、中段の方にいきますと、利便性係数も当然変わってまいります。それらで、河北町さんの家賃について120戸を対象としてこの合併後の見直した家賃に算定してみますと、最大で家賃が1,900円増なると。この場合ですと現在、本来の家賃であれば1万6,700円のところが1万8,600円で1,900円増なる。それから、最小で、減額なるんですが、この場合ですと700円減なるということで、現在2万3,900円の本来の家賃が見直されますと2万3,200円になる。それで、平均では480円の増というような試算でございます。

それから、62ページから63ページについては公営住宅の減免。それから、6番の改良住宅については、これは石巻市のみです。それから、特定公共賃貸住宅については、桃生町、北上町、牡鹿町の3町ですので、これについては先程調整方針でも説明しましたが、現行どおりということでございます。

それから、65ページから68ページまでについては、関連の法令でございます。

それから、69ページから71ページまでは先進地の事例でございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会長より説明がありましたが、本件について御質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第27号は継続協議といたします。

・協議第28号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25 - 26)について

土井議長 次に、協議第28号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25 - 26)についてを議題といたします。

教育部会長から説明させます。

坂下教育専門部会長 最後でございますので、もう少しよろしくお願いいたします。

それでは資料の73ページ、協議第28号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25 - 26)にかかる、その調整方針の提案内容について御説明を申し上げます。

資料の82ページを御覧願います。

御承知のとおり、小・中学校の通学区域につきましては、同ページにお示ししてありますとおり、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づきまして、市町村の設置する小学校または中学校が、2校以上ある場合において、児童生徒の就学すべき小学校または中学校を指定、すなわち、通学区域を設定することとなるわけでございます。本合併予定区域であります1市6町管内には、総括表にもお示ししてございますが小学校が43校、中学校が24校、合計で67校がありまして、それぞれに学区設定がございます。当然、合併に伴い他の学校へ通学する方が合理的な場合も考えられるところでございますが、学区そのものの見直しは、地域性や現状施設の規模等も含めまして様々な視点から検討する必要があることから、基本的には、現行学区のとおり新市に移行するものとしたしまして、新市移行後におきまして施設の状況、少子化の動向、地域の実情、さらには財政状況等を踏まえながら見直すことが適当と考えるところでございます。ただし、江合、旧北上の両河川により飛び地となり、長年にわたり地区全域が、行政区域を越えて河南町に通学している桃生町西八反崎地区につきましては、実態に即し、合併時において、現に区域外就学にある和渕小学校並びに河南東中学校それぞれの通学区域へ変更することといたします。

従いまして、その調整方針として資料73ページにお示ししてありますとおり、「小・中学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。ただし、桃生町西八反崎地区については、合併時において、現に区域外就学にある通学区域へ変更する。」としようとするものでございます。

なお、個人のレベルにおきまして他の学校に通学することに相当の理由がある場合には、新市移行後においても現行どおり、同一行政区域内であれば学校教育法施行令第8条に定める学区外就学許可で、行政区域を越える場合には、同じく施行令第9条に定める区域外就学許可で対応をすることとなります。地区全域が区域外就学の状態にある桃生町西八反崎地区を除き、いわゆるその対応方法が法令に基づき制度として確立されているものにつきましては、あえて調整方針としての表現は必要ないものと判断をいたしたところでございます。

また、幼稚園につきましては学区そのものの観念がないこと。高等学校につきましては、宮城県との連携に基づく石巻市立高等学校の通学区域に関する規則によりまして、その対象が1市6町の区域外住民までに及ぶため、当該合併協定にはなじまないことから同じく調整方針より除外をいたしたところでございます。

資料の74ページ以降の総括表は、それぞれの学区の地区別表情、84ページには児童生徒数の一覧表をお示ししてございますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げ、調整方針の提案内容の説明にかえさせていただきます。

土井議長 ただいま専門部会長から説明がありましたが、本件について委員の皆さんから質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですので、協議第28号は継続協議とさせていただきます。

(4) その他

・第8回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移ります。

第8回 石巻地域合併協議会の日程について事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、85ページをお開きいただきたいと思います。

第8回の合併協議会の日程でございますが、12月11日木曜日、午前9時30分からと、場所につきましてはこの会場になります。

報告事項といたしましては、小委員会からの報告。

それから、4番目の協議事項には7件書いてございますが、先程の協議におきましてここに記載してあります協議第4号の2 新市の事務所の位置が既に決定いたしましたので、これは削除といたします。ただ、協議第13号の4の財産の取扱いが継続協議となりましたので、改めてここに加えさせていただきます。

それから、5の提案事項でただいま12件ほどここに記載してございますが、部会、分科会等の審議によりまして内容を若干調整させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

土井議長 今の説明、何か質問ありますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、第8回の協議会の日程について原案を了承することでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

5. その他

土井議長 これでは、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、これで本日の議事は終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますのでもうちょっとの間お待ちいただきたいと思います。

司会 それでは私の方から、本配布の住民懇談会資料についてでございますが、昨日からはじまってあります各市町の会場において配布させていただくものでございます。1つといたしまして、「みんなで考えよう1市6町の合併住民懇談会」のレジメと「住民懇談会アンケート調査票」。それから、2つ目といたしまして「私たちがつくりだす新市まちづくり計画」このパンフレット、この3つを住民懇談会の会場にて配布させていただいております。ひとつよろしく願います。

次に、第2小委員会の関係でございますが、このあと引き続きこの会場で会議を開催いたしますが、10分ほど会場の準備がかかりますので、その間、暫時席を外していただきたいと思います。

ひとつよろしく願います。

土井議長 どうも御苦労さんでした。

ありがとうございます。

6. 閉会

司会 以上をもちまして、第7回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成15年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員